平成２７年（再ロ）第５号

静岡県浜松市中区早出町234番地の８

再生債務者　原　　雅之

1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年４月26日まで

4　一般異議申述期間　平成28年５月６日から平成28年５月13日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１００５０号

東京都西東京市富士町３－７－８－305

再生債務者　松本　雅典

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年４月11日まで

平成28年３月25日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第３号

栃木県小山市大字喜沢1230番地６

再生債務者　坂本　晶弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年４月14日まで

平成28年３月24日

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（再ロ）第１００４８号

東京都足立区鹿浜６－14－５－703

再生債務者　古澤　和昭

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年４月14日まで

平成28年３月28日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１０号

さいたま市緑区原山４丁目６番18号

再生債務者　クーパー由里子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年４月19日まで

平成28年３月29日

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第６号

京都市右京区嵯峨野南浦町14番地74（前住所）

京都市中京区壬生馬場町37番地４　シェルクレア305

再生債務者　藤川　孝之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年３月28日

京都地方裁判所第５民事部再生係

独立行政法人国立印刷局の事業計画（平成28年度）の公表について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の10第１項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の事業計画（平成28年度）を定め、財務大臣の認可を受けたので、同条第５項の規定に基づき公表します。

平成28年４月６日

独立行政法人国立印刷局

理事長　氏兼　裕之

1　財務大臣の認可　平成28年３月31日

2　閲覧方法

(1)　窓口での閲覧

独立行政法人国立印刷局情報公開・個人情報保護窓口（東京都港区虎ノ門二丁目２番５号）　電話番号　03―3587―4201

(2)　インターネットによる閲覧

国立印刷局ホームページ（http://www.npb.go.jp/）に掲載

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成28年３月23日近畿厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。

平成28年４月６日

大阪市北区扇町２丁目１番７号

関西テレビ放送企業年金基金

清算人　谷口　泰規

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成28年３月23日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定により公告します。

1．清算人氏名　谷口　泰規

2．住所　大阪市北区扇町２丁目１番７号

平成28年４月６日

関西テレビ放送企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年五月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年四月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月十六日

掲載頁　八十八頁（号外第五十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月十六日

掲載頁　八十八頁（号外第五十八号）

平成二十八年四月六日

山形県鶴岡市下山添字一里塚三六番地

（甲）株式会社渡会電気土木

代表取締役　渡会　昇

山形県鶴岡市田代字広瀬一六番地二

（乙）グリーン渡会株式会社

代表取締役　渡会　昇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月六日

茨城県笠間市下郷四五五七番地

合資会社辰己屋商店

代表社員　平沢　文好

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月六日

東京都渋谷区宇田川町三四番五号ハローオフィス shibuya一四号室

合同会社ユースリンク

代表社員　千葉　幸治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更後の商号は谷口株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月六日

兵庫県三田市下深田二八八番地

谷口合資会社

代表社員　谷口　勝治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月六日

長崎県大村市木場二丁目六五一番地一三

合同会社川原建築

代表社員　川原　一樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年五月十日であり、株主総会の決議は、平成二十八年一月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年四月六日

東京都杉並区和田三丁目四九番八号MTフラッツ二〇二

有限会社チアーアップ

代表取締役　青木　宏祐